

## 鹿児島市地域支援事業利用者負担助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業を生計困難な者が利用した際に、利用者負担額の助成を行うについて、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象事業)

第2条 助成の対象の事業は、鹿児島市生活援助員派遣事業実施要綱（平成10年10月16日制定。以下「派遣要綱」という。）に基づく鹿児島市生活援助員派遣事業とする。

### (助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、前条に規定する事業に係る利用者負担額とする。

### (助成対象者)

第4条 助成対象者は、派遣要綱第2条に規定する者で、その者の属する世帯が別表に規定するA階層からE階層までに該当するものとする。

### (助成費の額)

第5条 利用者負担額に対する助成費（以下「助成費」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

### (助成対象者認定の申請)

第6条 助成対象者であることの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用者負担助成対象者認定申請書（様式第1）に同意書（様式第1の2）その他の必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (助成対象者の認定)

第7条 市長は、前条の規定により助成対象者の認定申請がなされた場合において、第4条に規定する助成対象者に該当すると認めたときは、当該申請者に利用者負担助成対象者認定証（様式第2）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 認定証の有効期間は、申請のあった日から翌年度の6月末日（申請日が4月から6月までの期間にある場合にあつては、当該年度の6月末日）までとする。

### (認定証の提示)

第8条 前条の規定により認定証の交付を受けた者（以下「認定された者」という。）が第2条に規定する事業を利用する場合には、当該事業の事業者（以下「事業者」という。）に、認定証を提示しなければならない。

### (助成費の支給申請)

第9条 認定された者（次条の規定により委任する者を除く。）は、助成費の支給の申請をしようとするときは、利用者負担助成費支給申請書（様式第3）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者負担額の領収書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(認定された者と事業者との間における受領委任)

第10条 認定された者は、次条に規定する受領委任払いの協定を締結した事業者に対し、利用者負担助成費受領委任状(様式第4)により、助成費の受領を委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた事業者は、利用者負担額から助成費を控除した額を当該対象者に請求するものとする。

(事業者と本市との間における受領委任払いの協定)

第11条 前条第1項の規定による委任を受けて当該認定された者に代わって助成費を受領しようとする事業者は、市長との間に、助成費の支払に係る受領委任払いの協定を締結しなければならない。

(受領委任に係る助成費の支給申請)

第12条 前条の規定により協定を締結した事業者は、第10条第1項の規定による委任を受け、助成費の支給を申請しようとするときは、利用者負担助成費支給申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者負担助成費受領委任状
- (2) 利用者負担額の領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成費の支給決定)

第13条 市長は、第9条又は前条の規定による申請を受けた場合には、サービスを利用した日の属する月における当該認定された者に係るサービスを利用した実績に基づき、助成費の支給又は不支給を決定し、利用者負担助成費支給(不支給)決定通知書(様式第5)により通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に派遣要綱第2条の規定によりシルバーハウジングに居住している者は、第7条に規定する認定を受けたものとみなす。

(生活保護法による保護の基準改正に伴う経過措置)

3 平成30年9月30日において生活保護受給者であった者で、同年10月1日施行の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準」という。)の改正に伴い生活保護を廃止されたもの(改正前の基準であれば生活保護を廃止されなかったも

のに限る。)については、第4条の規定にかかわらず、生活保護の廃止日から当分の間、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に規定する保護を受けているものとみなして、第4条の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市地域支援事業利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市地域支援事業利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿児島市地域支援事業利用者負担助成事業実施要綱(以下「新要綱」という。)別表の規定は、この要綱の施行の日以後に新要綱第2条に規定する事業を利用した分について適用し、同日前に改正前の鹿児島市地域支援事業利用者負担助成事業実施要綱第2条に規定する事業を利用した分については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿児島市地域支援事業利用者負担助成事業実施要綱(以下「新要綱」という。)別表の規定は、この要綱の施行の日以後に新要綱第2条に規定する事業を利用した分について適用し、同日前に改正前の鹿児島市地域支援事業利用者負担助成事業実施要綱第2条に規定する事業を利用した分については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市地域支援事業利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市地域支援事業利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。ただし、第2条、第4条、別表、様式第3の改正規定は、平成28年4月1日とする。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市地域支援事業利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市地域支援事業利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

付 則

この要綱は、鹿児島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第30号）の施行の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

別表（第5条関係）

利用者世帯の階層区分		1月当たりの 助成費
A	生活保護法による被保護世帯	4,900円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	4,900円
C	生計中心者の前年所得税年額6,000円以下の世帯	3,400円
D	生計中心者の前年所得税年額6,001円以上20,200円以下の世帯	2,300円
E	生計中心者の前年所得税年額20,201円以上26,200円以下の世帯	1,100円

備考 利用者の利用期間が1月に満たないときは、その月の助成費は日割計算とする。

## 鹿児島市生活援助員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮して本市及び鹿児島県が設置した住宅（本市内に設置されたものに限る。以下「シルバーハウジング」という。）に居住する者に対し、生活指導・相談、安否の確認等を行う者（以下「生活援助員」という。）を派遣する生活援助員派遣事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、シルバーハウジングに居住する者とする。

(生活援助員サービス)

第3条 市長は、午前8時30分から午後5時までの間において、生活援助員を派遣することにより次に掲げるサービスを必要に応じて提供するものとする。

- (1) 生活指導・相談
- (2) 安否の確認
- (3) 緊急時の対応
- (4) 関係機関等との連絡
- (5) その他日常生活上必要な援助

2 市長は、前項のサービスを提供するため、生活援助員をシルバーハウジング内又は近接する適当な場所に設置される生活援助員執務室に置く。

(生活援助員)

第4条 生活援助員は、地域包括支援センター、介護保険施設又は居宅サービス事業者（以下「社会福祉法人等」という。）の職員等で、心身ともに健全で高齢者福祉に関し理解と熱意を有し、かつ、高齢者の生活指導・相談、緊急時の対応等を適切に実施する能力を有するものとする。

(利用申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、鹿児島市生活援助員派遣事業利用申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(利用決定)

第6条 市長は、前条の規定により利用申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の可否を決定し、鹿児島市生活援助員派遣事業利用決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

第7条 事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。

(2) 第2条に規定する事業の対象者でなくなったとき。

(3) 事業を利用する必要がなくなったとき。

(費用負担の決定)

第8条 利用者は、1月当たり4,900円の入居者負担額を支払うものとする。

2 利用者の利用の期間が1月に満たないときは、その月の負担金は、日割計算とする。

3 利用者は、毎月末日までにその月分の負担額を納付しなければならない。

(委託)

第9条 事業は、シルバーハウジングに近接する社会福祉法人等に委託して実施するものとする。

2 前項の規定により委託を受けた社会福祉法人等は、第4条に規定する生活援助員をシルバーハウジングごとに配置するものとする。

(緊急時等の連絡体制の確保)

第10条 事業を受託した社会福祉法人等は、第3条に規定する時間以外の時間においても、入居者の緊急事態に常に適切な対応ができるように、連絡体制を確保しなければならない。

(秘密保守)

第11条 受託法人は、事業に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年10月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市生活援助員派遣要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市生活援助員派遣要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。